

No.	基本目標	基本施策	施策の方向	No.	取組名	取組内容	令和5年度の具体的内容・目標値		令和5年度の達成状況		令和6年度の具体的内容・目標値		担当課	
							具体的内容	具体的目標値	実施状況(4段階)	取組内容	具体的内容	具体的目標値		
1	I	人権の尊重	誰もが人権を尊重する社会の実現	(1)	人権を尊重する意識づくり	ア 人権に配慮した広報・啓発の推進	(ア)女性の人権に配慮した表現を意識するとともに、男性に対しても不平等感のない内容及び表現を推進していく。	(ア)随時	○	(ア)女性に対する偏向的な内容になっていないか、全庁をとおして男女共同参画の視点に立った表現を意識つけた。	(ア)女性の人権に配慮した表現を意識するとともに、男性に対しても不平等感のない内容及び表現を推進していく。	(ア)随時	全庁各課	
							(ア)市の刊行物及び広報紙やホームページに掲載する記事や文章については、人権に配慮した表現や男女の不平等感がない内容及び表現に努めます。	(ア)随時	○	(ア)ホームページ・広報紙などの掲載内容については、人権に配慮した表現ができていないか、男女の役割分担意識を平等に表現できているかなど、原稿から校正まで課内の編集会議でチェックしている。	(ア)掲載内容については、女性の人権に配慮した表現になっているかなど、随時チェックを実施。	(ア)随時		秘書課
							(イ)「人権・同和問題講演会」の実施など、広報・啓発活動を推進します。	(イ)参加者数 600人	○	(イ)人権・同和問題講演会を8月22日に実施した。参加者は575人であり、令和5年度目標値をほぼ達成したと言える人が参加した。	(イ)人権・同和問題講演会を実施する。	(イ)参加者数 600人		
2	I	人権の尊重	誰もが人権を尊重する社会の実現	(1)	人権を尊重する意識づくり	イ 各種メディアにおける人権尊重への取組	(ア)自治体合同の差別書き込み監視を継続して実施する。ホームページ以外の媒体を活用しての啓発活動を検討する。	(ア)差別書き込みの監視回数 月2回以上	○	(ア)自治体合同の差別書き込み監視を継続して実施した。	(ア)自治体合同の差別書き込み監視を継続して実施する。	(ア)差別書き込みの監視回数 月2回以上	人権課	
							(ア)インターネットにおける自治体合同による差別書き込み監視に取り組むとともに、人権尊重に向けた啓発を推進します。	(ア)差別書き込みの監視回数 (ア)月2回以上 (イ)年2回以上	○	(ア)人権課が他市町と連携して実施した。	(ア)ネット上で差別書き込みを発見すれば、人権課を通してプロバイダーに対し削除要請を行う。	(ア)随時 (イ)年2回以上	学校教育課	
							(イ)学校教育において、授業や講演会、研修会を通じて、児童・生徒のメディアリテラシーや情報モラルの育成を図ります。	(イ)メディアリテラシーや情報モラルの育成のための授業や講演会・研修会を実施する。	(ウ)少年育成センターを中心に、学校、家庭、地域と連携し「白ポスト」の活用により、性に関する有害環境浄化活動を推進します。	(ウ)少年育成センターを中心に、学校、家庭、地域と連携し「白ポスト」の活用により、性に関する有害環境浄化活動を推進する。	(ウ)旧7町ごとに環境浄化活動として、有害図書・ビデオ・DVD等を毎月、市内17か所に設置してある「白ポスト」から回収し、処分する。	(ウ)月1回	生涯学習課	
3	I	人権の尊重	誰もが人権を尊重する社会の実現	(1)	人権を尊重する意識づくり	ウ 相談業務の推進	(ア)人権擁護委員による相談事業や広報活動をはじめ、民生委員・児童委員の相談業務などを推進します。	(ア)相談事業 月1回 広報掲載 1回以上	◎	(ア)毎月、市内数か所の本庁及び各支所、市内施設において、人権擁護委員による人権相談を実施し、広報等でも周知を行った。	(ア)人権擁護委員の人権相談の継続的な実施及び相談者への紹介を行う。	(ア)相談事業 月1回 広報掲載 1回以上	人権課	
							(ア)民生委員児童委員が月1回、心配事相談を各支所単位で実施する。	(ア)民生委員児童委員が月1回、心配事相談を各支所単位で実施する。	○	(ア)民生委員児童委員が月1回、心配事相談を各支所単位で実施した。	(ア)民生委員児童委員が月1回、心配事相談を各支所単位で実施する。	(ア)月1回	福祉課	
4	I	人権の尊重	誰もが人権を尊重する社会の実現	(2)	性の多様性に対する理解の普及	ア 性の多様性に関する理解の普及	(ア)様々なマイノリティを含む多様な人材を積極的に活用する市のダイバーシティ対策について、市の広報紙やホームページ等を活用して周知します。	(ア)広報、ホームページ掲載 2回以上	○	(ア)広報6月号やホームページ等に記事を掲載した。	(ア)さまざまなマイノリティを含む多様な人材を積極的に活用できるよう、市民に広報やホームページ等で周知する。	(ア)広報、ホームページ掲載 2回以上	人権課	
							(イ)当事者団体を交えた研修会や座談会を実施し、庁内における性の多様性についての理解を促進します。	(イ)実施回数 1回以上		(イ)当事者を講師に迎えた三豊市職員研修を実施した。	(イ)当事者団体を交えた研修会・座談会の実施。	(イ)実施回数 1回以上		
							(ウ)「LGBTQ啓発講演会」の開催をはじめ、市の広報紙やホームページ、ポスター等を活用した情報の提供に努め、性の多様性についての理解を促進するとともに、アライの人数を増やします。	(ウ)1回		(ウ)鈴木賢明治大学教授を講師に迎え、「多様な性という現実と社会の溝ー日本と台湾の動向に即してー」と題した講演会を実施した。	(ウ)LGBTQ啓発講演会の実施。	(ウ)1回		
5	I	人権の尊重	あらゆる暴力を根絶する社会づくり(DV防止市町村基本計画)重点	(1)	あらゆる暴力や虐待の根絶に向けた意識啓発の推進	ア 若年層に向けた啓発活動の推進	(ア)市の広報紙やホームページを活用して、若年層の「性暴力被害予防月間(4月)」等の周知や相談窓口の紹介を行い、意識啓発を図ります。	(ア)広報4月号に掲載 ホームページ更新 1回	○	(ア)若年層の性暴力被害予防月間である4月の広報紙に関連記事を掲載するとともにホームページで内容や相談窓口を周知した。	(ア)若年層の性暴力被害予防月間に合わせて、内容の周知や相談窓口をホームページ等に掲載し、意識啓発を図る。	(ア)広報4月号に掲載 ホームページ更新 1回	人権課	
							(イ)児童・生徒がSNS等に惑わされることなく、保健体育科や道徳科、学活等の授業で性に対する適切な態度や行動を育成するとともに、関係機関と連携した啓発活動を推進します。	(イ)年2回以上	○	(イ)学校の実態に応じて、保健体育や道徳、学活等の授業を活用し、性に対する適切な態度や行動に対する意識を高めることができた。	(イ)児童・生徒が授業で正しい知識を身に付け、SNSに惑わされることなく適切な行動を取ることができるよう、関係機関と連携した啓発活動を推進する。	(イ)年2回以上	学校教育課	

No.	基本目標	基本施策	施策の方向	取組名	取組内容	令和5年度の具体的内容・目標値		令和5年度の達成状況		令和6年度の具体的内容・目標値		担当課
						具体的内容	具体的目標値	実施状況(4段階)	取組内容	具体的内容	具体的目標値	
11	I 人権の尊重	2 あらゆる暴力を根絶する社会づくり(DV防止市町村基本計画)重点	(1) あらゆる暴力や虐待の根絶に向けた意識啓発の推進	キ 児童虐待の予防と早期発見・対応に向けた取組	(ア)「三豊市児童対策協議会」を中心に、要保護児童及び家庭への適切な支援を実施します。また、住民や関係機関からの情報提供を基に、虐待の早期発見や早期対応に努め、安全の確保を優先した迅速な対応に努めます。 (イ)「児童対策協議会(実務者会議・ケース会議)」を通じて、関係機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見、予防に努めます。	(ア)要保護児童及び家庭への適切な支援を実施する。また、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携しながら、安全の確保を優先した対応に努める。 (イ)「児童対策協議会(実務者会議・ケース会議)」の実施方法について、地域連携室にアドバイスをもらい、ケースの理解を深め、支援を強化していく。	随時	○	(ア)児童対策協議会(代表者会議年1回、実務者会議年3回・ケース会議年40回開催)において、要保護児童への支援や対応について協議を行った。住民や関係機関からの通報や情報提供を基に、早期発見・早期対応に努めた。 (イ)児童対策協議会(代表者会議・実務者会議・ケース会議)を通じて、関係機関と情報を共有し、随時情報交換をしながら、それぞれの役割分担による適切な支援を行った。三豊警察署とは協定を締結しており、相互連携の強化を図った。第2回実務者会議の際に、ケース検討会を取り入れ、困難事例に対して、委員から多様なアドバイスをもらうことができた。この他表面化しづらいケースについて、地域連携室よりアドバイスをもらい、表面化しやすいような支援に切り替え、現在も遂行している。	(ア)要保護児童及び家庭への適切な支援を実施する。また、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携しながら、安全の確保を優先した対応に努める。 (イ)「児童対策協議会(実務者会議・ケース会議)」の実施方法について、地域連携室にアドバイスをもらい、ケースの理解を深め、支援を強化していく。	随時	子育て支援課
12	I 人権の尊重	2 あらゆる暴力を根絶する社会づくり(DV防止市町村基本計画)重点	(2) きめ細かな被害者支援体制の整備	ア 相談支援体制の周知	(ア)市の広報紙やホームページを活用して「女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12~25日)」や「女性の人権ホットライン強化週間」「こどもの人権110番」「DV等の相談窓口」等の周知をします。	(ア)「女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12~25日)」や「女性の人権ホットライン強化週間」について周知する。	(ア)広報、ホームページに掲載 2回以上	○	(ア)広報6月、11月号に掲載するとともに、ホームページで国や県の相談窓口の周知を行った。	(ア)「女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12~25日)」や「女性の人権ホットライン強化週間」について周知する。	(ア)広報、ホームページに掲載 2回以上	人権課
						(ア)三豊市相談ダイヤルや各種相談窓口の周知を行う。	—	○	(ア)市の広報や、ホームページ、庁舎の個室イデ周知を行った。	(ア)三豊市相談ダイヤルや、各種相談窓口の周知を行う。	—	子育て支援課
						(ア)児童生徒や保護者に対し、相談窓口等の周知を行う。	(ア)年2回以上	○	(ア)法務局等作成の人権啓発ポスターを学校等に掲示し、児童生徒及び保護者への周知を7月と3月の2回行った。	(ア)人権啓発週間にあわせ法務局等からの依頼により学校にポスター等を掲示して周知徹底を図っていく。	(ア)年2回以上	学校教育課
13	I 人権の尊重	2 あらゆる暴力を根絶する社会づくり(DV防止市町村基本計画)重点	(2) きめ細かな被害者支援体制の整備	イ 相談支援体制の充実	(ア)三豊市相談ダイヤルでの電話相談を実施するとともに、市、県、医療機関、警察、自治会等関係機関が連携し、ケースに応じた迅速で適切な対応を図ります。 (イ)香川県子ども女性相談センターと連携し、配偶者暴力相談支援センターでの援助や支援につなげます。	(ア)三豊市相談ダイヤルでの電話相談を継続して実施するとともに、関係機関が連携し、適切な対応を図る。 (イ)香川県子ども女性相談センターと連携し、今後の援助方法を検討し支援につなげる。	随時	○	(ア)三豊市相談ダイヤルを設け、児童家庭・女性相談員による相談を行った。相談者への助言、面談等、本人の意向を確認しながら、継続的な支援・対応を行った。相談電話を従来の固定電話から、携帯に変更したことにより、事務所以外の場所でも迅速に対応できるようになった。 (イ)相談内容により、香川県子ども女性相談センター等と連携し、相談者を支援した。	(ア)三豊市相談ダイヤルでの電話相談を継続して実施するとともに、関係機関が連携し、適切な対応を図る。 (イ)香川県子ども女性相談センターと連携し、今後の援助方法を検討し支援につなげる。	随時	子育て支援課
14	I 人権の尊重	2 あらゆる暴力を根絶する社会づくり(DV防止市町村基本計画)重点	(3) ハラスメント防止対策の推進	ア 各種ハラスメントの防止に向けた取組	(ア)国や県等からの情報を市の広報紙やホームページで積極的に発信し、市内の企業におけるハラスメントを禁止する規定の整備を促進します。 (イ)各種ハラスメントに対する理解を深めるとともに、ハラスメント防止対策を図るため、市職員を対象とした研修を実施します。 (ウ)市の広報紙やホームページを活用して、各種ハラスメントについて周知します。	(ア)国、県等からの情報をHP上等で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。 (イ)職員の各種ハラスメントに対する認識と理解を深めるとともに、ハラスメントの発生を防止するために、職員研修を実施する。 (ウ)各種ハラスメントについて広報紙、ホームページに掲載する。	(ア)1回以上	○	(ア)国、県等発行のチラシ、資料等を関係機関に配布し、併せて市HPにて関係記事を掲載した。 (イ)課長級以上を対象とした、ハラスメント防止のための職員研修を実施。(57人中45人受講・受講率79%) (ウ)ハラスメントについてホームページに掲載している。	(ア)国、県等からの情報をHP上等で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。 (イ)職員の各種ハラスメントに対する認識と理解を深めるとともに、ハラスメントの発生を防止するために、職員研修を実施する。 (ウ)各種ハラスメントについて広報紙、ホームページに掲載する。	(ア)1回以上	産業政策課
						(イ)職員研修の実施	○	(イ)課長級以上を対象とした、ハラスメント防止のための職員研修を実施。(57人中45人受講・受講率79%)	(イ)職員の各種ハラスメントに対する認識と理解を深めるとともに、ハラスメントの発生を防止するために、職員研修を実施する。	(イ)職員研修の継続実施	人事課	
						(ウ)広報、ホームページに掲載 1回以上	○	(ウ)ハラスメントについてホームページに掲載している。	(ウ)各種ハラスメントについて広報紙、ホームページに掲載する。	(ウ)広報、ホームページに掲載 1回以上	人権課	
15	II 意識の改革	3 男女共同参画の意識づくり	(1) 啓発活動と情報提供の充実	ア 広報・啓発活動の推進	(ア)セミナー、成人式等の開催時や市の窓口など、あらゆる機会や場所を活用して、男女共同参画プランの冊子、リーフレット等を配布します。 (イ)経営者向けセミナーをはじめ、講演会や講座など、市民、事業所向けの研修の充実を図ります。 (ウ)市の広報紙やセミナー等を活用して、家庭、地域、職場における固定的な性別役割分担の見直しに向けた啓発を推進します。 (エ)市の広報紙やホームページをはじめ、市内の公共施設の展示スペース等の活用により「男女共同参画週間」を周知し、男女共同参画意識の向上を図ります。	(ア)セミナー・成人式等の開催時や窓口にて、男女共同参画プランの冊子・リーフレット等を配布する。 (イ)経営者向け女性活躍推進セミナーを開催する。 (ウ)広報紙、女性躍進推進セミナー等を活用し、市民に広く啓発を行う。 (エ)広報紙やホームページで週間の概要を周知し、男女共同参画への意識の向上を図る。また、図書館と共催し企画展を行う。	(ア)配布数 1,000枚 (イ)1回 (ウ)1回以上 (エ)広報紙、ホームページ掲載 各1回 企画展 1回	△	(ア)二十歳の集いにおいては紙での配布を一切取りやめたため、配布数の目標値には届かなかった。しかし、ホームページに生涯学習課から二十歳を迎えた人に向けたお知らせページがあり、そこに男女共同参画プラン概要版を掲載してもらった。一方、セミナー開催時や窓口においては、男女共同参画プランの冊子・リーフレット等を配布した。 (イ)小崎崇弘大阪教育大学教授を講師に迎え、「ワークライフバランス ～これからの時代の男性の生き方～」と題した経営者向け女性活躍推進セミナーを開催した。 (ウ)広報紙、女性躍進推進セミナー等を活用し、市民に広く啓発を行った。 (エ)広報紙やホームページで週間の概要を周知した。また、6月に図書館と共催し「男女共同参画企画展」を行った。	(ア)セミナー等の開催時や窓口にて、男女共同参画プランの冊子・リーフレット等を配布する。 (イ)経営者向け女性活躍推進セミナーを開催する。 (ウ)広報紙、女性躍進推進セミナー等を活用し、市民に広く啓発を行う。 (エ)広報紙やホームページで週間の概要を周知し、男女共同参画への意識の向上を図る。また、図書館と共催し企画展を行う。	(ア)配布数 100枚 (イ)1回 (ウ)1回以上 (エ)広報紙、ホームページ掲載 各1回 企画展 1回	人権課

No.	基本目標	基本施策	施策の方向	取組名	取組内容	令和5年度の具体的内容・目標値		令和5年度の達成状況		令和6年度の具体的内容・目標値		担当課
						具体的内容	具体的目標値	実施状況(4段階)	取組内容	具体的内容	具体的目標値	
20	II 意識の改革	4 自分らしさを育む学びの場の充実 重点	(1) 教育・保育の場における男女共同参画の推進	ア 男女平等の視点に立った教育・保育の推進	(ア)保育士等が男女共同参画意識をテーマとした紙芝居を教材として活用するなど、日常生活や保育の中で、児童に対する男女の固定観念にこだわらない指導に取り組めます。	(ア)保育士自身が意識をもち、男女共同参画意識をテーマとした紙芝居を活用した保育を実施する。	(ア)紙芝居の活用⇒年1回以上	○	(ア)普段の保育時や保護者参観時において、紙芝居を活用し、保護者や子どもたちへ男女共同参画に関する意識の向上に努めた。	(ア)保育士自身が意識をもち、男女共同参画意識をテーマとした紙芝居を活用した保育を実施する。	(ア)紙芝居の活用⇒年1回以上	保育幼稚園課
					(イ)社会の中で自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現するための力を身に付けることを目指すキャリア教育を推進します。	(イ)道徳や学活、総合的な学習の時間等において、発達段階に応じたキャリア教育を実施する。	(イ)年3回以上		(イ)職場体験や県の事業を通して、自分の目標や自分らしい生き方について考えることができた。	(イ)道徳や学活、総合的な学習の時間等において、発達段階に応じたキャリア教育を実施する。	(イ)年3回以上	
21	II 意識の改革	4 自分らしさを育む学びの場の充実 重点	(1) 教育・保育の場における男女共同参画の推進	イ 教育関係者の男女共同参画意識の向上	(ウ)教育・保育の場において、男女共同参画の視点に立った環境を整備します。	(ウ)委員会や係活動、学校行事において、男女平等の視点に立った役割分担を行い、協力して取り組む体制を整える。	(ウ)年間を通して実施	○	(ウ)学級担任や学校図書館司書が男女共同参画に係る図書を選定し、児童生徒に広げることができた。	(ウ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(ウ)年間を通して実施	学校教育課
					(エ)男女が共に協力して、学校行事や活動を実施できるよう取り組みます。	(エ)児童生徒が主体となり、男女がともに協力して取り組む学校行事や児童会・生徒会活動を実施する。	(エ)年3回以上		(エ)男女がともに協力して児童会・生徒会活動を推進することができた。	(エ)児童生徒が主体となり、男女がともに協力して取り組む学校行事や児童会・生徒会活動を実施する。	(エ)年3回以上	
22	II 意識の改革	4 自分らしさを育む学びの場の充実 重点	(2) 多様な学びの場の充実	ア 多様な学びの場への男性参加の推進	(オ)「望ましい勤労観、職業観」「性差の正しい理解」「生命の尊重」等、男女共同参画に関する教材を活用した意識啓発を推進します。	(オ)学級担任や図書担当職員、学校図書館司書が男女共同参画に係る図書教材の選定を行う。	(オ)年間を通して実施	○	(オ)修学旅行や職場体験の事前学習として、学級担任と学校図書館司書が連携し、キャリア教育に関連する図書を使って授業をしたり、図書教材の選定を行った。	(オ)学級担任や図書担当職員、学校図書館司書が男女共同参画に係る図書教材の選定を行う。	(オ)年間を通して実施	人権課
					(カ)家庭科の授業等で、家庭や地域の一員として、進んで行く意欲や実践力を育成します。	(カ)家庭科の授業を通し、衣食住、保育等について学び、家庭・地域の一員としての意識の向上と実践力を育成する。	(カ)年1回以上		(カ)各学校では、家庭科の授業を通して、衣食住、保育等について学び、家庭・地域の一員として取り組むことを決め、実践することができた。	(カ)家庭科の授業を通し、衣食住、保育等について学び、家庭・地域の一員としての意識の向上と実践力を育成する。	(カ)年1回以上	
23	II 意識の改革	4 自分らしさを育む学びの場の充実 重点	(2) 多様な学びの場の充実	イ 男女共同参画に関する情報の提供	(ア)個性や能力を生かせる校務分掌等の役割分担に努めます。	(ア)教職員が固定的な性別役割分担にとらわれないよう配慮し、個性や能力が発揮できる環境を整える。	(ア)年間を通して実施	○	(ア)学校経営目標の達成に向け、教職員の能力や組織の活力が十分発揮できるよう、個々の教職員の能力・適性、職務遂行状況を十分に把握した上、校務分掌等の役割分担を行った。	(ア)教職員が固定的な性別役割分担にとらわれないよう配慮し、個性や能力が発揮できる環境を整える。	(ア)年間を通して実施	生涯学習課
					(イ)職員研修を実施し、男女共同参画意識の向上を図ります。	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年1回以上		(イ)職員研修として、各学校において人権教育指導員による人権教育に関する指導を実施した。	(イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(イ)年1回以上	
24	II 意識の改革	4 自分らしさを育む学びの場の充実 重点	(2) 多様な学びの場の充実	ウ 生涯学習の場を活用した取組	(ア)男性も参加しやすいセミナー等を企画し、参加を促進します。	(ア)男性も参加しやすいセミナー等を企画し、参加を促進します。	(ア)男性参加者が参加者数の20%以上	○	(ア)経営者向け女性活躍推進セミナーへの男性参加割合は36.6%(71名中26名)であった。	(ア)男性も参加しやすいセミナー等を企画し参加を促す。	(ア)男性参加者が参加者数の20%以上	生涯学習課
					(イ)男性を対象とした公民館での講座等を企画、開催し、男性の参加を促進します。	(イ)男性対象の公民館講座の開催。	(イ)年3回以上		(イ)新型コロナウィルスが第5類に移行し制限がない公民館活動の中で、料理教室の再開や、合唱・読み聞かせ等、男性の参加を推進する幅広い内容の講座の企画・運営が行えた。	(イ)男性対象の公民館講座の開催。	(イ)3回以上	
23	II 意識の改革	4 自分らしさを育む学びの場の充実 重点	(2) 多様な学びの場の充実	イ 男女共同参画に関する情報の提供	(ア)男女共同参画に関する国や県からの情報を積極的に各種団体に提供し、意識啓発を図ります。	(ア)県や国からの情報を各種団体へ提供する。	(ア)2回以上	○	(ア)男女共同参画週間、香川県女性リーダー養成セミナーなどの国や県等で行われているイベントについて、関係機関や団体等へ情報提供を行った。	(ア)県や国からの情報を各種団体へ提供する。	(ア)2回以上	人権課
					(イ)公民館でポスターの掲示や男女共同参画講演会の開催等を通して、市民へ情報を提供します。	(イ)男女共同参画に関する公民館行事の開催。	(イ)年1回以上		(イ)毎年公民館で開催していた、男女共同参画講演会は開催できなかったが、県や国からの啓発ポスターを施設内に掲示し、情報提供に努めた。	(イ)男女共同参画に関する公民館行事の開催	(イ)1回以上	
24	II 意識の改革	4 自分らしさを育む学びの場の充実 重点	(2) 多様な学びの場の充実	ウ 生涯学習の場を活用した取組	(ア)子ども会や青年団などの活動を通じて、世代間交流を含めた青少年の生涯学習を推進します。	(ア)「子ども広場」の開催。	(ア)年2回以上	○	(ア)子ども会では、「子ども広場」を年間3回開催し、男女を問わず交流活動の場を提供している。校区子連活動には育成者や地域の有志の参加があり、世代間交流の場としても機能している。	(ア)市子連主催の「子ども広場」においては、幼児・児童の参加だけでなく、男女関係なく多くの育成者の参加を促す。	(ア)年2回以上	生涯学習課
					(イ)関係課と連携して、みとよ未来図書館で「男女共同参画展」を開催し、行政課題の発信、啓発を図ります。また、男女共同参画週間には展示図書を貸し出して、男女共同参画週間の周知に努めます。	(イ)みとよ未来図書館において、人権課と共同で男女共同参画展を開催し、男女共同参画に関する認識度の高揚や行政課題の発信・啓発に努める。	(イ)6月に実施		(イ)みとよ未来図書館で男女共同参画に関する企画展示として、行事名:「男女共同参画社会inみとよ未来図書館」を人権課と共同開催。(期間:令和5年6月1日～6月14日)	(イ)男女共同参画週間のある6月にみとよ未来図書館において、人権課と共同で男女共同参画展を開催し、男女共同参画に関する認識度の高揚や行政課題の発信・啓発に努める。	(イ)6月に実施	

No.	基本目標	基本施策	施策の方向	取組名	取組内容	令和5年度の具体的内容・目標値		令和5年度の達成状況		令和6年度の具体的内容・目標値		担当課										
						具体的内容	具体的目標値	実施状況 (4段階)	取組内容	具体的内容	具体的目標値											
25	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	5 女性の活躍を推進する環境 づくり重点	(1) 政策・方針決定過程における 女性活躍の促進	ア 政策・方針決定過程への女性 参画の推進	(ア)各種審議会等への女性委員 登用への各課への呼びかけ を行う。	(ア)随時	○	(ア)女性委員を増員するよう審議会等に委員 登用の呼びかけを実施した。	(ア)各種審議会等への女性委員 登用への各課への呼びかけ を行う。	(ア)随時	全庁各課											
					(ア)各種審議会等への女性委員 登用を各課へ呼びかけると ともに女性委員比率を広報紙で 公表する。	(ア)審議会等の 女性委員の割合 30%	△	(ア)女性委員比率は広報紙とよ2月号で公表 したが、割合は目標値を達成できなかった(令 和5年4月1日現在の比率:26.6%)。	(ア)各種審議会等への女性委員 登用を各課へ呼びかけると ともに女性委員比率を広報紙で 公表する。	(ア)審議会等の 女性委員の割合 30%	人権課											
					(イ)「市民に開かれた議会」を目指し、市の 議会だよりやホームページ、インターネットラ イブ中継等の媒体で啓発活動を推進しま す。 (ウ)選挙に関して、常時啓発及び選挙時 啓発を通じて、選挙に関する知識、関心を 高め、投票を促進します。	(イ)本会議、予算・決算特別委 員会、常任委員会(付託案件の み)のインターネット映像配信(ラ イブ・録画)を行う。	○	(イ)全市民を対象に、さまざまな媒体を利用し た情報発信など啓発活動を行い、「市民に開 かれた議会」となるよう推進した。 ・議会だよりを5回発行 ・会議録、政務活動費等をHPに掲載 ・本会議、特別委員会、付託常任委員会の映 像配信 ・オンライン議会報告会の開催	(イ)本会議、予算・決算特別委 員会、常任委員会(付託案件の み)のインターネット映像配信(ラ イブ・録画)を行う。	(イ)配信割合 100%	○	(イ)全市民を対象に、さまざまな媒体を利用し た情報発信など啓発活動を行い、「市民に開 かれた議会」となるよう推進した。 ・議会だよりを5回発行 ・会議録、政務活動費等をHPに掲載 ・本会議、特別委員会、付託常任委員会の映 像配信 ・オンライン議会報告会の開催	(イ)配信割合 100%	○	議会事務局							
					(ウ)選挙に関して、常時啓発及び選挙時 啓発を通じて、選挙に関する知識、関心を 高め、投票を促進します。	(ウ) ①小中学校の生徒会選挙での 投票箱等の貸出し。 ②高等専門学校での選挙啓発 出前授業の実施。 ③明るい選挙啓発ポスター募 集。	(ウ) ①投票箱の貸出 し:4件 ②出前授業:1件 ③ポスター応募: 300人	○	(ウ) ①投票箱の貸出:3件 ②出前授業:2件 ③ポスター応募300人 おおむね目標を達成できた。	(ウ) ①小中学校の生徒会選挙での 投票箱等の貸出し。 ②高等専門学校での選挙啓発 出前授業の実施。 ③明るい選挙啓発ポスター募 集。	(ウ) ①投票箱の貸出 し:5件 ②出前授業:3件 ③ポスター応募: 300人	○	総務課									
26	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	5 女性の活躍を推進する環境 づくり重点	(1) 政策・方針決定過程における 女性活躍の促進	イ 行政機関における女性参画の 推進	(ア)職員に対する休暇や育児休業、時差 出勤、在宅勤務等の制度を推進し、ワーク ライフ・バランスの実現に努めます。	(ア・イ・エ・オ)職員のワーク・ラ イフ・バランス向上のため、各種 休暇や育児休業等の取得促進 を図る。また、多様な働き方の 実現のため、引き続き時差出 勤、在宅勤務等の制度を継続 する。	○	(ア・イ・エ)職員のワーク・ラ イフ・バランス向上のため、計 画年休の取得や夏季休暇の取得等を推進する ため、職員 周知を実施した。	(ア・イ・エ・オ)職員のワーク・ラ イフ・バランス向上のため、各種 休暇や育児休業等の取得促進 を図る。また、多様な働き方の 実現のため、引き続き時差出 勤、在宅勤務等の制度を継続 する。	(ア・イ・エ)職員 周知の実施 (オ)副主任級以下 の女性職員配 置	○	(ア)国や県等からの情報を市の広報紙や ホームページで紹介し、企業や団体にお ける女性の参画を促進するとともに、性別に とられない管理職や役員の育成を促進しま す。	(ア)国や県等からの情報をHP上 で積極的に周知する。 チラシ、資料等を関係機関等に 配布し、意識の高揚を図る。	(ア)1回以上	○	(ア)国、県等からの情報をHP上 で積極的に周知する。 チラシ、資料等を関係機関等に 配布し、意識の高揚を図る。	(ア)1回以上	○	産業政策課			
					(イ)全職員を対象に企画、立案能力やコ ミュニケーション能力の向上、ハラスメント防 止等の研修を実施し、能力、資質向上を図 ります。	(イ)内閣府男女共同参画局、厚生労働省 の女性の活躍推進法特集ページ等を周知 し、ポジティブ・アクションの更なる浸透を 図ります。	○	(イ)内閣府男女共同参画局、厚生労働省 の女性の活躍推進法特集ページについて、ホ ーム ページ等で紹介した。	(イ)内閣府男女共同参画局、厚生労働省 の女性の活躍推進法特集ページ等をホーム ページ等で紹介する。	(イ)2回以上	○	(イ)内閣府男女共同参画局、厚生労働省 の女性の活躍推進法特集ページについて、ホ ーム ページ等で紹介した。	(イ)内閣府男女共同参画局、厚生労働省 の女性の活躍推進法特集ページ等をホーム ページ等で紹介する。	(イ)2回以上	○	人権課						
					(ウ)講演会やセミナー等、国や県等が実施 する事業について庁内で周知し、参加を促 進します。	(ウ)国や県等が実施する事業 について庁内で周知する。	○	(ウ)対象となる関係課職員に周知した。	(ウ)国や県等が実施する事業に ついて庁内で周知する。	(ウ)2回以上	○	(ウ)対象となる関係課職員に周知した。	(ウ)国や県等が実施する事業に ついて庁内で周知する。	(ウ)2回以上	○	人権課						
					(エ)人材育成研修等を通じて女性職員の 管理職に対する意識改革を図り、管理職登 用につなげます。																	
27	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	5 女性の活躍を推進する環境 づくり重点	(2) 誰もが能力を発揮できる機会 の拡充	ア 女性の活躍促進に向けた取 組	(ア)国や県等からの情報を市の広報紙や ホームページで紹介し、企業や団体にお ける女性の参画を促進するとともに、性別に とられない管理職や役員の育成を促進しま す。	(ア)国、県等からの情報をHP上 で積極的に周知する。 チラシ、資料等を関係機関等に 配布し、意識の高揚を図る。	(ア)1回以上	○	(ア)国、県等からの情報をHP上 で積極的に周知する。 チラシ、資料等を関係機関等に 配布し、意識の高揚を図る。	(ア)国、県等からの情報をHP上 で積極的に周知する。 チラシ、資料等を関係機関等に 配布し、意識の高揚を図る。	(ア)1回以上	○	(ア)国や県等からの情報を市の広報紙や ホームページで紹介し、企業や団体にお ける女性の参画を促進するとともに、性別に とられない管理職や役員の育成を促進しま す。	(ア)内閣府男女共同参画局、厚生労働省 の女性の活躍推進法特集ページ等を周知 し、ポジティブ・アクションの更なる浸透を 図ります。	(イ)内閣府男女共同参画局、厚生労働省 の女性の活躍推進法特集ページ等をホーム ページで 紹介する。	(イ)2回以上	○	(イ)内閣府男女共同参画局及び厚生労働省 の女性の活躍推進法特集ページについて、ホ ーム ページ等で紹介した。	(イ)内閣府男女共同参画局、厚生労働省 の女性の活躍推進法特集ページ等をホーム ページ等で紹介する。	(イ)2回以上	○	産業政策課
					(ウ)賃金格差の是正や「パートタイム・有期 雇用労働法」に基づく待遇の改善などにつ いてセミナー等を開催し、経営者層の意識 改革を図ります。	(ウ)セミナー等を開催し、待遇 改善の意識改革を図る。	○	(ウ)働き方改革をテーマに男女の役割分担 についてセミナーを行った。	(ウ)働き方改革をテーマに男女の役割分担 についてセミナーを行った。	(ウ)1回以上	○	(ウ)働き方改革をテーマに男女の役割分担 についてセミナーを行った。	(ウ)働き方改革をテーマに男女の役割分担 についてセミナーを行った。	(ウ)1回以上	○	人権課						
					(ア)事業者交流会やヒアリングを開催し、 女性事業者の意見を聞き取るとともに、地 域で働く女性のネットワークづくりにつな げます。	(ア)観光交流局と連携し、事業 者交流会により女性事業者の意 見を聞き取り、観光施策に生か す。	(ア)1回以上	○	(ア)観光交流局と連携し、事業 者交流会により女性事業者の意 見を聞き取り、観光施策に生か す。	(ア)1回以上	○	(ア)観光交流局と連携し、事業 者交流会により女性事業者の意 見を聞き取り、観光施策に生か す。	(ア)観光交流局と連携し、事業 者交流会により女性事業者の意 見を聞き取り、観光施策に生か す。	(ア)1回以上	○	産業政策課						
28	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	5 女性の活躍を推進する環境 づくり重点	(2) 誰もが能力を発揮できる機会 の拡充	イ 地域で働く女性のネットワー クづくり	(ア)事業者交流会やヒアリングを開催し、 女性事業者の意見を聞き取るとともに、地 域で働く女性のネットワークづくりにつな げます。	(ア)観光交流局と連携し、事業 者交流会により女性事業者の意 見を聞き取り、観光施策に生か す。	(ア)1回以上	○	(ア)観光交流局と連携し、事業 者交流会により女性事業者の意 見を聞き取り、観光施策に生か す。	(ア)観光交流局と連携し、事業 者交流会により女性事業者の意 見を聞き取り、観光施策に生か す。	(ア)1回以上	○	(ア)国勢調査結果や農林業センサスデー タ等を活用し、農林水産業や商工自営業 等で働く女性の実態を調査することにより、 現状を分析し課題を整理します。	(ア)各種統計調査の結果を分析 し課題を整理することで、産 業振興施策に生かす。	(ア)1回以上	○	(ア)国勢調査や経済センサスの結果を分析 し、男女間で就業者数の差が顕著な業種等 の把握に努めた。	(ア)各種統計調査の結果を分析 し課題を整理することで、産 業振興施策に生かす。	(ア)1回以上	○	産業政策課	
					(ア)国勢調査結果や農林業センサスデー タ等を活用し、農林水産業や商工自営業 等で働く女性の実態を調査することにより、 現状を分析し課題を整理します。	(ア)データ等を活用して、女性 の現状分析を行い、参画促進を 図る。	(ア)1回以上	○	(ア)データ等を活用して、女性 の現状分析を行い、参画促進を 図る。	(ア)1回以上	○	(ア)国勢調査や経済センサスの結果を分析 し、男女間で就業者数の差が顕著な業種等 の把握に努めた。	(ア)各種統計調査の結果を分析 し課題を整理することで、産 業振興施策に生かす。	(ア)1回以上	○	農林水産課						
29	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	5 女性の活躍を推進する環境 づくり重点	(3) 農業経営・商工自営業等に おける女性の参画促進	ア 農林水産業・商工自営業等に おける実態調査	(ア)国勢調査結果や農林業センサスデー タ等を活用し、農林水産業や商工自営業 等で働く女性の実態を調査することにより、 現状を分析し課題を整理します。	(ア)各種統計調査の結果を分析 し課題を整理することで、産 業振興施策に生かす。	(ア)1回以上	○	(ア)国勢調査や経済センサスの結果を分析 し、男女間で就業者数の差が顕著な業種等 の把握に努めた。	(ア)各種統計調査の結果を分析 し課題を整理することで、産 業振興施策に生かす。	(ア)1回以上	○	(ア)データ等を活用して、女性 の現状分析を行い、参画促進を 図る。	(ア)データ等を活用して、女性 の現状分析を行い、参画促進を 図る。	(ア)1回以上	○	(ア)農林業センサスデータで把握した。	(ア)データ等を活用して、女性 の現状分析を行い、参画促進を 図る。	(ア)随時	○	農林水産課	

No.	基本目標	基本施策	施策の方向	取組名	取組内容	令和5年度の具体的内容・目標値		令和5年度の達成状況		令和6年度の具体的内容・目標値		担当課
						具体的内容	具体的目標値	実施状況 (4段階)	取組内容	具体的内容	具体的目標値	
30	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	5 女性の活躍を推進する環境づくり重点	(3) 農業経営・商工自営業等における女性の参画促進	イ 男女共同参画に関する学習機会の提供	(ア)国や県等からの男女共同参画に関する情報を市の広報紙やホームページで発信し、周知します。 (イ)男女共同参画に関する各種研修会や講習会への幅広い層への参加を促進します。 (ウ)各種リーダー研修会や講習会への参加を呼び掛け、農山漁村女性リーダーの育成に努めます。 (エ)漁協女性部が結成されている漁協に、女性が主となる行事への参加を呼び掛けます。	(ア・イ)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図り、各種研修会や講習会への参加を促進する。 (ア・イ)1回以上	○	(ア・イ)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図り、各種研修会や講習会への参加を促進する。	(ア・イ)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図り、各種研修会や講習会への参加を促進する。	(ア・イ)1回以上	産業政策課	
					(ア)国や県等からの男女共同参画に関する情報を市の広報紙やホームページで発信し、周知します。 (イ)男女共同参画に関する各種研修会や講習会への幅広い層への参加を促進します。 (ウ)各種リーダー研修会や講習会への参加を呼び掛け、農山漁村女性リーダーの育成に努めます。 (エ)漁協女性部が結成されている漁協に、女性が主となる行事への参加を呼び掛けます。	(ア・イ)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図り、各種研修会や講習会への参加を促進する。 (ア・イ)1回以上	○	(ア・イ)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図り、各種研修会や講習会への参加を促進する。	(ア・イ)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図り、各種研修会や講習会への参加を促進する。	(ア・イ)1回以上	産業政策課	
31	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	5 女性の活躍を推進する環境づくり重点	(3) 農業経営・商工自営業等における女性の参画促進	ウ 方針決定や経営への女性参画の推進	(ア)国や県等からの男女共同参画に関する情報を市の広報紙やホームページで発信し、周知します。 (イ)男女共同参画に関する各種研修会や講習会への幅広い層への参加を促進します。 (ウ)各種リーダー研修会や講習会への参加を呼び掛け、農山漁村女性リーダーの育成に努めます。 (エ)漁協女性部が結成されている漁協に、女性が主となる行事への参加を呼び掛けます。	(ア)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。 (ア)1回以上	○	(ア)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。 (ア)1回以上	(ア)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。 (ア)1回以上	(ア)1回以上	産業政策課	
					(ア)国や県等からの男女共同参画に関する情報を市の広報紙やホームページで発信し、周知します。 (イ)男女共同参画に関する各種研修会や講習会への幅広い層への参加を促進します。 (ウ)各種リーダー研修会や講習会への参加を呼び掛け、農山漁村女性リーダーの育成に努めます。 (エ)漁協女性部が結成されている漁協に、女性が主となる行事への参加を呼び掛けます。	(ア)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。 (ア)1回以上	○	(ア)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。 (ア)1回以上	(ア)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。 (ア)1回以上	(ア)1回以上	産業政策課	
32	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	5 女性の活躍を推進する環境づくり重点	(3) 農業経営・商工自営業等における女性の参画促進	エ 女性が活動しやすい環境づくり	(ア)生活研究に関するグループの活動を支援するとともに、女性起業グループの県内外での広域交流を促進します。 (イ)担い手の取組が広く展開されるよう促進するとともに、新規就農者のほか兼業農家や定年帰農者、農業女子なども含めた多様な担い手の確保、育成に努めます。 (ウ)小学校や地域の行事で郷土料理やものづくりなどの技術の伝承を図ります。	(ア)多様な担い手の育成のため、あらゆる支援策を図る。 (ア)1回以上 (ウ)年5回	○	(ア)生活研究グループの活動支援を行った。 (イ)就業相談を実施した。 (ウ)市内5小学校で収穫体験を実施した。	(ア)多様な担い手の育成のため、あらゆる支援策を図る。 (ウ)地域で受け継がれる郷土料理や特産食材の普及を図る。	(ア)1回以上 (ウ)収穫体験年5回	農林水産課	
					(ア)生活研究に関するグループの活動を支援するとともに、女性起業グループの県内外での広域交流を促進します。 (イ)担い手の取組が広く展開されるよう促進するとともに、新規就農者のほか兼業農家や定年帰農者、農業女子なども含めた多様な担い手の確保、育成に努めます。 (ウ)小学校や地域の行事で郷土料理やものづくりなどの技術の伝承を図ります。	(ア)多様な担い手の育成のため、あらゆる支援策を図る。 (ア)1回以上 (ウ)年5回	○	(ア)生活研究グループの活動支援を行った。 (イ)就業相談を実施した。 (ウ)市内5小学校で収穫体験を実施した。	(ア)多様な担い手の育成のため、あらゆる支援策を図る。 (ウ)地域で受け継がれる郷土料理や特産食材の普及を図る。	(ア)1回以上 (ウ)収穫体験年5回	農林水産課	
33	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	6 ワーク・ライフ・バランスの推進重点	(1) 企業等におけるワーク・ライフ・バランスの促進	ア ワーク・ライフ・バランスに関する情報の発信	(ア)国や県等からの情報や「女性活躍推進法」に関する情報を市の広報紙やホームページ等で発信し、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。 (イ)女性活躍推進法特集ページ「えるほし認定」や県ポータルサイト「かがわの女性の輝き応援団」等で「かがわ女性キラサボ宣言」を紹介し、また厚生労働省のホームページ等を活用し、イクボスに関する情報を紹介します。 (ウ)「三豊市企業人権・同和推進協議会」や商工会等を通じて、県内で実施される管理職セミナーや研修会などを市内企業に紹介し、事業主の参加を促進します。 (エ)ワーク・ライフ・バランスの理解を深めるために、市民に向けてセミナーや研修会を開催します。 (エ)セミナーの開催。	(ア)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。 (ア)1回以上 (ア)2回以上 (イ)1回以上 (ウ)1回以上 (エ)1回以上	○	(ア)国、県等発行のチラシ、資料等を関係機関に配布し、併せて市HPにて関係記事を掲載した。 (ア)女性活躍推進法について、広報紙やホームページ等で情報発信した。 (イ)女性活躍推進法特集ページ「えるほし認定」や県ポータルサイト「かがわの女性の輝き応援団」は閉鎖された。また厚生労働省のホームページに掲載されているイクボスに関する情報を紹介した。 (ウ)県内で実施される管理職セミナーや研修会などを三豊市企業人権・同和推進協議会を通じて市内事業所に情報発信した。 (エ)ワーク・ライフ・バランスをテーマとしたセミナーを開催した。	(ア)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。 (ア)女性活躍推進法について、広報紙やホームページ等で情報発信した。 (イ)女性活躍推進法特集ページ「えるほし認定」を引き続きホームページで紹介する。また厚生労働省のホームページに掲載されているイクボスに関する情報を紹介する。 (ウ)県内で実施される管理職セミナーや研修会などを三豊市企業人権・同和推進協議会を通じて市内事業所に情報発信する。 (エ)セミナーの開催。	(ア)1回以上 (ア)2回以上 (イ)1回以上 (ウ)1回以上 (エ)1回以上	産業政策課 人権課	
					(ア)国や県等からの情報や「女性活躍推進法」に関する情報を市の広報紙やホームページ等で発信し、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。 (イ)女性活躍推進法特集ページ「えるほし認定」や県ポータルサイト「かがわの女性の輝き応援団」等で「かがわ女性キラサボ宣言」を紹介し、また厚生労働省のホームページ等を活用し、イクボスに関する情報を紹介します。 (ウ)「三豊市企業人権・同和推進協議会」や商工会等を通じて、県内で実施される管理職セミナーや研修会などを市内企業に紹介し、事業主の参加を促進します。 (エ)ワーク・ライフ・バランスの理解を深めるために、市民に向けてセミナーや研修会を開催します。 (エ)セミナーの開催。	(ア)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。 (ア)1回以上 (ア)2回以上 (イ)1回以上 (ウ)1回以上 (エ)1回以上	○	(ア)国、県等発行のチラシ、資料等を関係機関に配布し、併せて市HPにて関係記事を掲載した。 (ア)女性活躍推進法について、広報紙やホームページ等で情報発信した。 (イ)女性活躍推進法特集ページ「えるほし認定」や県ポータルサイト「かがわの女性の輝き応援団」は閉鎖された。また厚生労働省のホームページに掲載されているイクボスに関する情報を紹介した。 (ウ)県内で実施される管理職セミナーや研修会などを三豊市企業人権・同和推進協議会を通じて市内事業所に情報発信した。 (エ)ワーク・ライフ・バランスをテーマとしたセミナーを開催した。	(ア)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。 (ア)女性活躍推進法について、広報紙やホームページ等で情報発信した。 (イ)女性活躍推進法特集ページ「えるほし認定」を引き続きホームページで紹介する。また厚生労働省のホームページに掲載されているイクボスに関する情報を紹介する。 (ウ)県内で実施される管理職セミナーや研修会などを三豊市企業人権・同和推進協議会を通じて市内事業所に情報発信する。 (エ)セミナーの開催。	(ア)1回以上 (ア)2回以上 (イ)1回以上 (ウ)1回以上 (エ)1回以上	産業政策課 人権課	

No.	基本目標		基本施策		施策の方向		取組名	取組内容	令和5年度の具体的内容・目標値		令和5年度の達成状況		令和6年度の具体的内容・目標値		担当課
									具体的内容	具体的目標値	実施状況(4段階)	取組内容	具体的内容	具体的目標値	
39	Ⅲ	参画の推進 (女性活躍推進計画)	7	地域における女性活躍の場の拡大	(1)	地域活動における女性の参画の拡大	ア	地域における女性参画の推進 (ア)地域活動団体(各町まちづくり推進隊)への啓発リーフレットやグッズ配布等を通して、自治会等地域役員への女性の参画を促進します。 (イ)「かがわ男女共同参画推進員」に、男女共同参画事業への積極的な参加を呼びかけます。	(ア)市と自治会は、まちづくりに関する重要かつ対等なパートナーとして、自治会から自治会運営について相談があった際には、対等な立場から可能な助言を行う。	—	○	(ア)自治会退会後の生活相談、自治会運営に伴う自治会内のトラブル対応、自治会集会所用地の帰属処理等、対等な立場で適切な助言や事務処理を行った。	(ア)自治会と市は、互いに自立した立場を取りつつ、対等なパートナーとして住民の生活向上と地域の発展、よりよい地域環境の構築のため協力することが重要であることから、適宜必要な助言を行うよう努める。	—	総務課
									(ア)窓口ヘリーフレット設置、地域活動団体(各町まちづくり推進隊)への啓発リーフレットやグッズを配布。	(ア)配布地域活動団体(各町まちづくり推進隊)7団体	○	(ア)市窓口、地域活動団体(各町まちづくり推進隊)への啓発チラシを設置した。	(ア)窓口ヘリーフレット設置、地域活動団体(各町まちづくり推進隊)への啓発リーフレットやグッズ配布。	(ア)配布地域活動団体(各町まちづくり推進隊)7団体	地域戦略課
									(イ)推進員の男女共同参画事業への参加を呼びかける。	(イ)参加率70%	◎	(イ)かがわ男女共同参画推進員は、男女共同参画推進ネットワーク会議の幹事として会員とともに各種活動を実施した。(参加率97.9%)	(イ)推進員の男女共同参画事業への参加を呼びかける。	(イ)参加率70%	人権課
40	Ⅲ	参画の推進 (女性活躍推進計画)	7	地域における女性活躍の場の拡大	(1)	地域活動における女性の参画の拡大	イ	女性による地域経済活性化の推進 (ア)事業者交流会やヒアリングで女性事業者の意見を聞き取り、観光施策に生かします。 (イ)歴史探訪や文化講座など、女性を対象とした公民館の講座の充実を図るとともに、交流の場として活用します。	(ア)観光交流局と連携し、事業者交流会により女性事業者の意見を聞き取り、観光施策に生かす。	(ア)1回以上	○	(ア)観光交流局と連携した事業者交流会において、女性事業者の意見を聞き取り、観光施策に生かした。	(ア)観光交流局と連携し、事業者交流会により女性事業者の意見を聞き取り、観光施策に生かす。	(ア)1回以上	産業政策課
									(イ)女性対象の歴史・文化等に関する公民館講座の開催。	(イ)年2回以上	○	(イ)公民館活動の中で年間を通じ女性を対象とした様々な講座の企画・運営が行えた。	(イ)女性対象の歴史・文化等に関する公民館講座の開催。	(イ)2回以上	生涯学習課
41	Ⅲ	参画の推進 (女性活躍推進計画)	7	地域における女性活躍の場の拡大	(2)	防災分野における男女共同参画の推進	ア	男女共同参画の視点に立った防災体制の確立 (ア)災害発生時の相談窓口に女性職員を配置し、女性への配慮を図ります。 (イ)自主防災組織に女性役員の登用を促進し、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制の整備を促進します。 (ウ)各種訓練への参加など女性消防団による活動を促進し、市民の防災意識の向上に努めます。 (エ)市防災会議委員における女性委員の割合を増やし、防災に関する政策・方針決定過程や防災現場における女性の参画を促進します。	(ア)災害発生時の相談窓口に女性職員を配置する。 (イ)自主防災組織結成時に女性職員の登用を周知する。 (ウ)各種訓練等に参加し、防災啓発を行う。 (エ)市防災会議委員に女性を委嘱する。	(ア) — (イ)50% (ウ)2回 (エ)30%	○	(ア)支所災害対策本部の住民係において、女性職員を配置している。 (イ)自主防災組織結成時や役員改選時に女性職員の登用を促した。 (ウ)自主防災組織の訓練等(4回)に参加し、市民等への防災意識の向上に努めた。 (エ)市防災会議委員に女性委員を委嘱し、地域防災計画等の策定に女性の視点による意見をいただいた。(女性委員の割合:31.25%)	(ア)災害発生時の相談窓口 に女性職員を配置する。 (イ)自主防災組織結成時に 女性職員の登用を周知する。 (ウ)各種訓練等に参加し、 防災啓発を行う。 (エ)市防災会議委員に女性を 委嘱する。	(ア) — (イ)50% (ウ)2回 (エ)30%	危機管理課
42	Ⅳ	自立の支援	8	地域共生社会を目指すまちづくり	(1)	誰もが安心して暮らせるまちづくり	ア	高齢者福祉施策の推進 (ア)「三豊市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で、生き生きと暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの更なる深化と推進を図ります。 (イ)介護保険サービス及び多様な高齢者福祉サービスの適切な提供により、介護する家族の負担の軽減を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの促進に努めます。	(ア)「三豊市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者がいきいきと過ごすための健康づくり・介護予防事業として、脳きらり教室、みとよ元気運動塾を実施。参加者の募集については、広報紙、チラシにて周知啓発を図る。 (イ)委託事業所に家族介護教室について、男女問わず参加できるように周知したり、介護者同士の交流ができるような内容で行うよう依頼したりする。介護支援専門員を通じて、介護者に意識啓発を行う。	(ア)脳きらり教室 延べ人数1,510人 みとよ元気運動塾 延べ2,200人 (イ)家族介護教室 参加者数8回 延べ100人	△	脳きらり教室 延べ人数935人 みとよ元気運動塾 延べ人数1,889人 家族介護教室参加者数 3回 延べ30人 (ア)令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、参加人数は令和4年度に比べて増加し、コロナ前の状況に戻りつつある。広報での周知やチラシの配布により、普及啓発を図った。 (イ)3事業所に委託。参加者のほとんどが利用している介護サービス事業所からの周知によるもので、一部は広報やLINEを見ての参加だった。年齢層は30歳代から80歳代と幅広く、介護対象はパートナー、親と、それぞれ異なるが、「他の家族の意見や交流が良かった」といった意見があり、家族の精神的な負担軽減につながった。	(ア)「三豊市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、引き続き、高齢者がいきいきと過ごすための健康づくり・介護予防事業として、脳きらり教室、みとよ元気運動塾を実施する。参加者の募集については、広報紙、チラシにて周知啓発を図る。 (イ)委託事業所に家族介護教室について、年齢男女問わず参加できるように周知したり、介護者同士の交流を通して悩みを共有し、安心できる場の一つとして実施できるように依頼する。介護支援専門員を通じて、介護者に意識啓発を行う。	(ア)脳きらり教室 延べ人数1,510人 みとよ元気運動塾 延べ2,200人 (イ)家族介護教室 参加者数8回 延べ100人	介護保険課
43	Ⅳ	自立の支援	8	地域共生社会を目指すまちづくり	(1)	誰もが安心して暮らせるまちづくり	イ	障害者福祉の推進 (ア)「三豊市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、多様な障害福祉サービスの適切な提供による自立支援をはじめ、障害者の就労支援や社会参加の促進を図るなど、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で共に暮らす「地域共生社会」の構築を目指します。	(ア)「三豊市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」が令和5年度末をもってその期間が満了することから、制度の変更や法律の改正等に対応した新たな「三豊市障害者計画(第6期)・障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)」を策定する。	○	(ア)計画策定、策定委員会を4回実施し、「三豊市障害者計画(第6期)・障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)」を策定した。視覚に障がいのある人にも周知できるよう音声コード対応とした。	(ア)計画を効果的に推進するため、成果目標等に関する実績調査を行う。	(ア)年1回	福祉課	
44	Ⅳ	自立の支援	8	地域共生社会を目指すまちづくり	(1)	誰もが安心して暮らせるまちづくり	ウ	福祉に配慮した施設的设计 (ア)公共施設を対象とした、高齢者や障害者に優しい施設的设计についての審査・指導を行います。	(ア)高齢者や障害者に優しい施設的设计についての審査・指導。	(ア)8件	◎	(ア)高齢者や障害者に優しい施設的设计についての審査・指導実施件数:10件 豊中小学校(仮称)新築工事 実施設設計業務 大浜地区コミュニティセンター新築工事 他	(ア)高齢者や障害者に優しい施設的设计についての審査・指導	(ア)9件	建築住宅課

No.	基本目標		基本施策		施策の方向		取組名	取組内容	令和5年度の具体的内容・目標値		令和5年度の達成状況		令和6年度の具体的内容・目標値		担当課	
									具体的内容	具体的目標値	実施状況 (4段階)	取組内容	具体的内容	具体的目標値		
45	IV	自立の支援	8	地域共生社会を目指すまちづくり	(1)	誰もが安心して暮らせるまちづくり	エ	総合的な子ども・子育て支援施策の推進	(ア)「みとよ すくすく子育てサポートプラン」に基づき、子どもが健やかに育つ環境づくりをはじめ、多様な働き方の実現と働き方の見直しや仕事と子育ての両立支援など、総合的な子育て支援施策を計画的に推進します。 (イ)「みとよ子ども未来応援計画」に基づき、全ての子どもが、家庭の環境や経済的な状況にかかわらず、等しく健やかに成長し、夢と希望を持って将来を歩んでいけるよう、関係機関と連携し、子どもを第一に考えた支援を総合的に推進します。	(ア)次期「みとよ すくすく子育てサポートプラン」策定に向け、できる限り多くの子育て世帯を対象に、子育て支援施策に対するニーズを調査する。 (イ)「第2期みとよ子ども未来応援計画」に基づき、子どもを第一に考えた支援を総合的に推進する。	(ア)ニーズ調査対象2,000世帯	△	(ア)令和5年12月にこども基本法に基づく「こども大綱」が閣議決定され、こども大綱を勘案した市町村こども計画の策定について努力義務が課せられた。令和6年度の「三豊市こども計画」(仮称)策定に向け、ニーズ調査についてもスケジュールを1年後ろ倒しし、令和6年度に実施する。 (イ)「第2期みとよ子ども未来応援計画」に基づき、各種支援を実施した。	(ア)現行の「みとよすくすく子育てサポートプランⅡ」を改定し、「第2期みとよ子ども未来応援計画」を関連計画として位置付ける形で、新しく「三豊市こども計画」(仮称)を策定する。また、計画策定に向けた基礎資料とするため、子育て世帯・こども若者を対象にニーズ調査を実施する。 (イ)「第2期みとよ子ども未来応援計画」に基づき、引き続き子どもを第一に考えた支援を総合的に推進する。	(ア)ニーズ調査就学前・小学生：3000世帯 こども・若者：3000人 (イ)ー	子育て支援課
46	IV	自立の支援	8	地域共生社会を目指すまちづくり	(1)	誰もが安心して暮らせるまちづくり	オ	生活支援の充実	(ア)パンフレットやポスター、市の広報紙やホームページ等を活用し、公的年金制度を周知するとともに、加入の促進を図ります。	(ア)広報紙への掲載。	(ア)年6回	○	(ア)日本年金機構が作成する各種パンフレットの窓口での配布や、国民年金についての記事の広報みとよへの掲載(年6回)を実施し、年金制度の周知啓発及び手続きについての説明案内を行った。	(ア)広報紙への掲載。	(ア)年6回	市民課
									(イ)隣保館で職業相談や健康相談を実施するとともに、職員は、各種研修を受講しスキルアップを図ります。 (ウ)民生委員・児童委員による心配事相談を支所単位で実施し、住民の不安の解消に努めます。	(イ)職業相談や健康相談を実施する。 ①毎月実施 ②隣保館職員に各種研修の受講を呼びかける。	(イ)①毎月実施 ②各種研修参加1名×3館	○	(イ)①市内隣保館で職業相談及び健康相談を実施した。 ②隣保館職員に各種研修の受講を呼びかける。	(イ)①毎月実施 ②各種研修参加1名×3館	人権課	
									(ウ)民生委員児童委員が月1回、心配事相談を各支所単位で実施する。	(ウ)民生委員児童委員が月1回、心配事相談を各支所単位で実施する。	(ウ)民生委員児童委員が月1回、心配事相談を各支所単位で実施する。	○	(ウ)民生委員児童委員が月1回、心配事相談を各支所単位で実施する。	(ウ)月1回	福祉課 (社会福祉協議会)	
47	IV	自立の支援	8	地域共生社会を目指すまちづくり	(1)	誰もが安心して暮らせるまちづくり	カ	ボランティア活動への参加促進	(ア)ボランティア清掃団体等へごみ袋を配布する。 (イ)ボランティア活動や市民活動団体の情報を収集するとともに、市の広報紙やホームページを活用して市民に広く情報を発信し、各種ボランティア講座やセミナーを開催し、ボランティア活動への市民の参加を促進します。	(ア)ボランティア清掃団体等へごみ袋を配布。 (イ)ボランティア活動や市民活動団体の情報収集。市の広報紙やホームページを活用して市民に広く情報を発信し、各種ボランティア講座やセミナーを開催し、ボランティア活動への市民の参加を促進する。	(ア)40団体	○	(ア)ボランティア清掃団体等へごみ袋を配布して支援を行った。 ・資源回収のボランティア活動に対する補助等を行い、市民の参加を促した。	(ア)ボランティア清掃団体等へごみ袋を配布。 (ア)40団体	環境衛生課	
									(イ)障害者(児)支援ボランティア活動に必要な知識、技術等を市民に習得してもらい、障害者(児)が自立した生活を営むことができるよう支援する。	(イ)障害者(児)支援ボランティア養成研修会の開催	(イ)障害者(児)支援ボランティア養成研修会(12月開催)を開催した。	○	(イ)支援する関係者が障害者(児)に対し理解を深め支援の在り方について共に学び合うことを目的に、障害者(児)支援ボランティア養成支援研修会(12月開催)を開催した。	(イ)障害者(児)支援ボランティア活動に必要な知識、技術等を市民に習得してもらい、障害者(児)が自立した生活を営むことができるよう支援する。	(イ)障害者(児)支援ボランティア養成研修会の開催	福祉課 (社会福祉協議会)
48	IV	自立の支援	8	地域共生社会を目指すまちづくり	(2)	多文化共生社会の形成に向けた取組の充実	ア	国際理解と国際交流活動の推進	(ア)多様な文化や価値観を持つ外国人市民も安心して暮らせるよう、相談窓口を周知します。 (イ)児童・生徒が国際感覚を養えるよう、授業や課外授業を通じて、オンライン等を活用した海外との交流活動を実施します。	(ア)市ホームページで相談窓口の周知。 (ア)かがわ外国人相談支援センターについて、ホームページに掲載する。 (イ)オンライン等を活用し、海外との交流活動を実施する。	(ア)1回以上 (ア)1回以上 (イ)年1回以上	○ ○ ○	(ア)外国人に対する相談窓口を市HP上で周知した。 (ア)かがわ外国人相談支援センターについて、ホームページに掲載している。 (イ)中学生を中心に、国際交流活動を通して、外国の文化や価値観の違いに気付くことができた。	(ア)市ホームページで、外国人に対する相談窓口の周知。 (ア)かがわ外国人相談支援センターについて、ホームページに掲載する。 (イ)オンライン、現地交流を通して、多様な文化や価値観に触れるようにする。	(ア)1回以上 (ア)1回以上 (イ)年1回以上	秘書課 人権課 学校教育課

No.	基本目標	基本施策	施策の方向	取組名	取組内容	令和5年度の具体的内容・目標値		令和5年度の達成状況		令和6年度の具体的内容・目標値		担当課	
						具体的内容	具体的目標値	実施状況(4段階)	取組内容	具体的内容	具体的目標値		
49	Ⅳ 自立の支援	9 生涯にわたる健康づくりへの支援	(1) ライフステージに応じた健康づくりへの支援	ア 生涯を通じた男女の健康支援	(ア)「三豊市健康増進計画・食育推進計画」に基づき、健康づくりの情報提供や相談窓口の充実、各種健康診査の内容の充実など、ライフステージに応じた心と体の健康づくりを推進します。	(ア) ①各地区健康相談の実施。 ②健康診査(特定、若年)の実施。 ③女性がん検診の休日検診実施。 ④女性がん検診会場での託児。 ⑤歯と口の健康フェスタなどイベントでの健康づくりに関する情報発信。 ⑥女性の健康に関する普及啓発。(健康教育・乳幼児健診にて女性がん検診の受診勧奨)	(ア) ①80回 ②受診率(特定:45%、若年:20%) ③3回 ④4回 ⑤2回 ⑥健康教育4回・受診勧奨約600名	◎	(ア) ①83回 ②受診率(特定:46.4%(速報値)、若年:20.0%) ③3回 ④4回 ⑤4回 ⑥健康教育2回・受診勧奨1661名(延べ) 乳幼児健診の場での啓発 1221名	(ア) ①各地区健康相談の実施。 ②健康診査(特定、若年)の実施。 ③女性がん検診の休日検診実施。 ④女性がん検診会場での託児。 ⑤歯と口の健康フェスタなどイベントでの健康づくりに関する情報発信。 ⑥女性の健康に関する普及啓発。(健康教育・女性がん検診の受診勧奨) ⑦薬物やアルコール、たばこが健康に及ぼす影響についての周知。	(ア) ①80回 ②受診率(特定:46.0%、若年:20.0%) ③3回 ④4回 ⑤2回 ⑥健康教育4回・受診勧奨約1500名 ⑦1回以上	健康課	
					(イ)スポーツ推進員の委員や役員における女性の割合を増やすとともに、会合や行事、研修への女性の積極的な参加を促進します。	(ア)「三豊市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者がいきいきと過ごすための健康づくり・介護予防事業として、脳きり教室、みとよ元気運動塾を実施。参加者の募集については、広報紙、チラシにて周知啓発を図る。	(ア)脳きり教室延べ人数1,510人 みとよ元気運動塾延べ2,200人	△	(ア)令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、参加人数は令和4年度に比べて増加し、コロナ前の状況に戻りつつある。広報紙での周知やチラシを配布し、周知啓発を図った。	(ア)「三豊市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、引き続き、高齢者がいきいきと過ごすための健康づくり・介護予防事業として、脳きり教室、みとよ元気運動塾を実施する。参加者の募集については、広報紙、チラシにて周知啓発を図る。	(ア)脳きり教室延べ人数1,510人 みとよ元気運動塾延べ2,200人		介護保険課
					(イ)県や三豊市で開催している障害のある人のスポーツ・レクリエーションイベントへの参加を促進する。	(イ)県や三豊市で開催している障害のある人のスポーツ・レクリエーションイベントへの参加を促進する。	(イ)県障害者スポーツ大会(9月開催)、市障害者スポーツ大会(10月開催)への参加を促進した。 また、(社法)かがわ総合リハビリテーション事業団に委託し、障害者スポーツ・レクリエーション教室を開催した。	○	(イ)県障害者スポーツ大会(9月開催)、市障害者スポーツ大会(10月開催)への参加を促進した。 また、(社法)かがわ総合リハビリテーション事業団に委託し、障害者スポーツ・レクリエーション教室を開催した。	(イ)県や三豊市で開催している障害のある人のスポーツ・レクリエーションイベントへの参加を促進する。	福祉課		
					(イ)女性委員の研修参加回数	(イ)女性委員の研修参加回数	(イ)年1回以上	○	(イ)研修年4回(参加者:延べ29人) 行事年6回(参加者:延べ35人)	(イ)女性委員の会合や行事、研修への積極的な参加を促進する。			(イ)参加者延べ65人以上
50	Ⅳ 自立の支援	9 生涯にわたる健康づくりへの支援	(1) ライフステージに応じた健康づくりへの支援	イ 性と生殖に関する権利の確立	(ア)学校だより等を活用して、学校での取組を発信します。また養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談活動を推進するとともに、必要に応じて関係機関とつなぐなど、チームで対応する。	(ア)授業での取組や児童生徒の感想等を学校だより等で発信する。養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談活動を推進するとともに、必要に応じて関係機関とつなぐなど、チームで対応する。	(ア)年間を通して実施 (イ)年1回以上	○	(ア)学校だより等を活用し、学校での取組を発信した。また、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談活動を推進し、必要に応じて関係機関とつなぐことができた。 (イ)県事業「いのちのせんせい」を活用し、「生命と性」に携わる人を講師として招き、講演会を行ったり、学級担任・養護教諭が性教育の授業を実施したりした。	(ア)授業での取り組みを家庭に発信するとともに、教育相談活動を充実させる。また、必要に応じて関係機関との連携を図る。 (イ)県事業「いのちのせんせい」の授業を通して、「生命と性」に関する教育を実施する。	(ア)年間を通して実施 (イ)年1回以上	学校教育課	
					(イ)「生命と性」に携わる職に就く人を特別講師に招いた講演会や養護教諭による性教育の授業を実施します。	(イ)学級担任や養護教諭による授業や、県の事業を活用した「いのちの先生」の授業など、「生命と性」に関する教育を実施する。	(イ)年1回以上	○	(イ)県事業「いのちのせんせい」を活用し、「生命と性」に携わる人を講師として招き、講演会を行ったり、学級担任・養護教諭が性教育の授業を実施したりした。	(イ)県事業「いのちのせんせい」の授業を通して、「生命と性」に関する教育を実施する。	(イ)年1回以上		
51	Ⅳ 自立の支援	9 生涯にわたる健康づくりへの支援	(2) 妊娠から子育てへの切れ目ない支援の充実	ア 母子保健の充実	(ア)「みとよ すくすく子育てサポートプラン」に基づき、妊娠から出産、子育てまで切れ目ない支援に取り組めます。	(ア)「みとよ すくすく子育てサポートプラン」に基づき、妊娠から出産、子育てまで切れ目ない支援に取り組む。	(イ)母子手帳発行時に、全ての妊婦に保健指導を行うとともに、必要に応じて支援プランを作成し、医療機関等と連携し、支援体制の充実に努める。	○	(ア)妊娠から出産、子育てまで切れ目ない支援に取り組む。 (イ)母子手帳発行時に、全ての妊婦に保健指導を行うとともに、必要に応じて支援プランを作成し、医療機関等と連携し、支援体制の充実に努める。 (ウ)乳幼児全戸訪問時に全産婦に受胎調節についての説明を行い、女性の主体的な避妊や性感染症予防に関する正しい知識の啓発を行った。	(ア)こども家庭センターを設置し、「みとよすくすく子育てサポートプランII」に基づき、妊娠から出産、子育てまで切れ目ない支援に取り組む。 (イ)母子手帳発行時に、全ての妊婦に保健指導を行うとともに、必要に応じて支援プランを作成し、医療機関等と連携し、支援体制の充実に努める。 (ウ)乳幼児全戸訪問時に全産婦に受胎調節についての説明を行い、女性の主体的な避妊や性感染症予防に関する正しい知識の啓発を行う。	(イ、ウ)280件/年 (オ)4回/年	子育て支援課	
					(イ)母子手帳発行時に、全ての妊婦に保健指導を行うとともに、必要に応じて支援プランを作成し、医療機関等と連携し、支援体制の充実に努める。	(ウ)乳幼児全戸訪問時に全産婦に受胎調節についての説明を行い、女性の主体的な避妊や性感染症予防に関する正しい知識の啓発を推進する。相談機関のPR、事業の周知のために広報・HPへ事業詳細を掲載する。	(イ、ウ)300件 (オ)3回/年	○	(エ)市広報紙やホームページを活用して、不妊治療に関する事業や相談機関を周知します。 (オ)配偶者(パートナー)と共に参加できる母子保健事業を推進します。	(エ)市広報紙やホームページを活用して、不妊治療に関する事業や相談機関を周知する。 (オ)配偶者(パートナー)と共に参加できる母子保健事業を推進する。	(イ、ウ)280件/年 (オ)4回/年		